

2023(令和5)年3月23日

厚生労働省発健0323第1号

令和5年3月23日

厚生科学審議会長

福井 次矢 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



諮問書

予防接種法(昭和23年法律第68号)第24条第1号の規定に基づき、別紙「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について貴会の意見を求めます。

## 別紙

予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 予防接種法施行規則の一部改正

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う場合において、予防接種の勧奨及び予防接種を受ける努力義務に関する予防接種法の規定は、予防接種法施行令の規定により、五歳以上六十五歳未満の者であつて、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に二回受けたものであり、かつ、心臓、腎臓又は呼吸器に慢性の機能の障害を有する者等及びその者の保護者を除き、適用しないものとするところ、このうち、心臓、腎臓又は呼吸器に慢性の機能の障害を有する者等の範囲は、以下のとおりとするものとする。

- 一 心臓に慢性の機能の障害を有する者
- 二 腎臓に慢性の機能の障害を有する者
- 三 呼吸器に慢性の機能の障害を有する者
- 四 肝臓に慢性の機能の障害を有する者
- 五 免疫の機能を低下させる疾患にかかっている者

六 免疫の機能を抑制する治療を受けている者

七 免疫異常に伴う神経疾患又は神経筋疾患にかかっている者

八 神経疾患又は神経筋疾患を原因とする身体機能の低下が認められる者

九 染色体に異常を有する者

十 血液疾患にかかっている者（十八歳以上であって、鉄欠乏性貧血にかかっている者を除く。）

十一 十八歳以上であって、インスリンその他の糖尿病治療薬を用いた糖尿病の治療を受けている者又は合併症を引き起こしている糖尿病の患者

十二 十八歳以上であって、睡眠時無呼吸症候群の患者

十三 十八歳以上であって、重い精神疾患又は知的障害を有する者

十四 十八歳以上であって、BMI（次の算式により算出した値をいう。）が三十以上である者

$$BMI = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$$

十五 十八歳未満であって、代謝性疾患にかかっている者

十六 十八歳未満であつて、悪性腫瘍の患者

十七 十八歳未満であつて、膠原病の患者

十八 十八歳未満であつて、内分泌疾患にかかっている者

十九 十八歳未満であつて、消化器疾患にかかっている者

二十 一から十九までに掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化するおそれ  
が大きいと医師が認める者

## 第二 施行期日

この省令は、令和五年五月八日から施行すること。

厚科審第14号  
令和5年3月23日

予防接種・ワクチン分科会長  
脇田 隆 宇 殿

厚生科学審議会長  
福井 次 朱



「予防接種法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について（付議）

標記について、令和5年3月23日付け厚生労働省発健0323第1号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。